

# ときめき

特集

## 未来に向けて ときめき25年の歩み

### Contents

50号記念インタビュー	2
特集 未来に向けて ときめき25年の歩み	4
情報ホットライン 書籍紹介／講座リポート	10
フィフティ <sup>2</sup> から	12



# 男女共同参画、これだけは世界中が争わず、「横のつながり」を持つことができる

元内閣府男女共同参画局長 名取はにわさん



名取はにわさんは、1973（昭和48）年に法務省に入省。その後、1995（平成7）年、総理府（現内閣府）男女共同参画室長に就任し、第4回世界女性会議の政府代表団に参加。さらに、1999（平成11）年の「男女共同参画社会基本法」制定に携わりました。2003（平成15）年には、内閣府男女共同参画局長に就任し、2005（平成17）年の第2次男女共同参画基本計画策定にかかわり、2006（平成18）年まで要職を務められました。

30年にも及ぶ歳月を通して男女共同参画にかかわられ、推進者として活躍されてきた名取さん。男女共同参画室長当時に「ときめき20号」でインタビューさせていただきましたが、50号記念となる今号で再度ご登場願いました。

現在はプライベートにおいても「日本BPW連合会」というNPOで活動され、今後もライフワークとして女性の問題に携わっていかれるとのこと。男女共同参画推進のための仕事がライフワークになった経緯や活動についても、お話をうかがいました。

男女共同参画の歴史は、1975（昭和50）年の国際婦人年に始まりましたが、その後、日本においては1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が成立したというのは大きな節目になったのではないのでしょうか。

基本法の成立は、前回「ときめき」のインタビューを受けた翌年でした。ね。当時は総理府の男女共同参画室長をしていましたが、基本法がないのとあるのでは大きな違いがあります。そもそも、女性の人権や女性の地位の向上という考えは国連から世界中に降り注がれましたが、それも日本政府レベルでどまりがちでした。しかし、この基本法には、地方自治体の責務も入っていますので、これが成立・施行されると、日本の隅々まで男女共同参画の概念がきちんと据えられ、条例ができた計画が制定されたりと、男女共同参画社

会の実現に向けて着実に進展していくのです。そのおかげもあり、当時の世論調査では3割くらいの人しか知らなかった「男女共同参画」という言葉を、今では多くの人たちが知るようになりました。

それでも、世界経済フォーラムの2012年版「世界男女格差報告」によると、日本は135カ国中101位と男女の格差はなくならない状態ですね。

男女共同参画を、より促進するための方法はいくつかあります。仕事と生活の調和をはかり、人間らしい働き方をしようとする「ワーク・ライフ・バランス」を実行することもその一つですが、今、力を入れてやっているのは「ポジティブ・アクション<sup>\*1</sup>」を導入し「女性を見える化」しようというも

のです。このポジティブ・アクションがないと、女性の顔が見えないのです。

男性にはオールド・ボーイズ・ネットワークがあり、指導的地位にある男性が後継者として視野に入れるのは男性になりがちです。優秀な女性がここにも、無意識的に女性を後継者としては見えないことが多いのです。そこで「2020年までに指導的地位に女性を30%にしよう<sup>\*2</sup>」という目標を掲げること、男性幹部に「女性を指導的地位につけるためには、女性を探さなくては」と思ってもらおう。そこで初めて女性が見えてくるのです。それがポジティブ・アクションの狙いです。

ポジティブ・アクション先進国のノルウェーからは、企業の取締役の40%以上が女性であることを法律で義務付けた結果、企業の透明化が図られ、発想が豊かになるなど業績が上がったとの報告があります。

それに加えてトップになった女性が  
ロールモデル\*3になって、続く世代の  
女性を応援することや、行き詰ったとき  
に相談できるメンター制\*4などのバツ  
クアップもどんどんしていかなければ  
いけないと思っています。

他にも男女共同参画に関して新しい  
動きはあるでしょうか。

最近、国連みずから、企業と手を  
携えようと「女性のエンパワメント  
原則(WEPs)\*5」を作成しました。  
女性のことも含め、人権について真剣  
に取り組んでいる企業との間に提携書  
を交わし、国連から「この企業は女性  
の問題にもきちん取り組んでいる」  
というお墨付きをあげましょうという  
ものです。日本の企業も、一部、既に  
署名しています。

国を超え、国連が一企業と手を携え  
ることで、女性の活躍や役員などへの  
登用を推し進めるポジティブ・アクショ  
ンが活発化してきているのはとても画  
期的なことだと思いますよ。

ところで、名取さんは現在「日本  
BPW連合会」というNPOにも携わっ  
ていらっしゃるようですが、男女共同  
参画の活動をプライベートでも続けて  
いこうと思われたのは何かきっかけ  
があったのでしょうか。

1999(平成11)年の基本法成立  
や、2005(平成17)年に第2次基  
本計画の閣議決定に際し、全国の女性

たちが応援してくださいました。男女  
共同参画というのは、政治とか行政だ  
けではできない、必ず民間の女性たち  
が、あるいは、理解ある男性たちが応  
援してくださって進んでいくものだ  
と強く感じました。

今後はNPOの活動にも力を入れ、  
男女共同参画の活動をライフワークに  
しようと思っています。男女共同参画  
行政に携わったことで、多くを学び、  
「生きる力」をもらうことができました。  
給料をもらいながらいろいろ教えても  
らえる仕事をするのができて、あり  
がたいです。少しは社会に還元しなく  
てはね。

最後に、東久留米市に在住の名取さ  
んには、これまで「ときめき」をご  
覧いただいていると思いますが、感想  
や要望などをお聞かせください。

東久留米市のホームページで「とき  
めき」が常時、しかもバックナンバー  
から見る事ができるようにお願いし  
たいです。男女共同参画に大事なのは、  
女性と、女性の活動を「見える」よう  
にしましょうということ。今はネット  
社会でもありますが、いろいろな人  
たちが東久留米市は男女共同参画につ  
いてどんな活動をしているのか、どん  
な機関誌を出しているのかを好きなど  
きに「見る」ことができるようにする  
ことは大事なことです。

また、もう少し国や国連とつながっ  
てほしいと思います。国連で何をやっ  
ているのかレポートしたり、国の関係

者の講演を開いたり。先程、全国の女  
性の応援が力になったと言いましたが、  
女性の力というのはネットワークの力  
なんです。友達の友達は友達……み  
たいな感覚で、みんなが絆を結ぶこ  
とができます。

JICA(国際協力機構)の人たち  
も言っていました。いろいろな国際  
研修を主宰している中で、男女共同参  
画の研修は、とても和気あいあいとし  
たものになるそうです。研修生の国は  
さまざまでも、また、男女が参加して  
いても、男女共同参画の研修がいい雰  
囲気になるのは、みんなが一つの方向、  
男女共同参画社会を目指すことができ  
るからですね。

東久留米市には男女平等推進セン  
ターもありますし、ここを拠点としてみ  
んなで和気あいあいとしたネットワー  
クで結ばれ、生きる力に満ちた毎日を  
送っていけるよう願っています。

日本における男女共同参画の推進にご尽  
力された名取さんは、今春公的な立場を退  
かれますが、今後もライフワークとして男  
女共同参画の活動を続けていくというこ  
とです。

これからは私たちも、名取さんの仕事を  
通して培われた貴重な知識や経験、ご意見  
を伺いながら、東久留米市の男女共同参画  
社会の実現に向けて歩み続けていきたいと  
望んでいます。

東久留米市では2000(平成12)年に  
男女共同参画都市宣言を発表し、さまざま  
な取り組みを行っています。その足跡は今  
号の特集でも紹介しています。

\*1 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動  
に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必  
要な範囲内において、男女のいずれか一方に對し、当  
該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基  
本法第2条に定義)

\*2 「2020年30%の目標」

平成15年6月に男女共同参画推進本部が決定した「社  
会のあらゆる分野において、2020年までに、指導  
的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度に  
なるよう期待する」という目標。第2次男女共同参画  
基本計画に取り込み、第3次基本計画においても、特  
に早急に対応すべき課題の一つとして、実効性のある  
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を  
挙げている。

\*3 ロールモデル

行動の規範となる存在・お手本。自分にとって、具体  
的な行動や考え方の模範となる人物のこと。  
上司とは別に指導・相談役となる先輩が新人をサポート  
する制度

\*4 メンター制

「女性のエンパワメント原則  
(Women's Empowerment Principles)」  
は、女性個人として、  
社会集団としても意思決定過程に参画し、自立的な力  
をつけて発揮すること。WEPsは女性のエンパワ  
メントに自主的に取り組む企業の行動原則

## 本の紹介

### 3.11 女たちが走った 女性から始まる復興への道

特定非営利活動法人日本BPW連合会編  
ドメス出版(2012年/192頁)

巨大災害に直面した全国の女性たちが何を  
感じ、考え、行動したかをまとめた貴重な本。  
名取さんのコメントも掲載されている。

また、国連からも支援金を提供されるなど国際的な組  
織である「日本BPW連合会」が、2011年国連婦人の地位委員会(CSW)  
のサイドイベントで行った報告会の資料なども紹介されている。



# 未来に向けて50号 ときめき25年の歩み

東久留米市は、1987(昭和62)年に「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」を策定しました。この行動計画の一つに盛り込まれた事業が、男女共同参画情報誌の発行でした。

創刊号「ウィメン」は、翌1988(昭和63)年に、婦人問題に関する情報を提供することを使命として誕生しました。その後、1994(平成6)年に誌名を「ときめき」と改めましたが、今日まで25年間、1号も休むことなく発行され、この度、50号を迎えることができました。

時代とともに「男女共同参画」が社会に広く知られるようになり、当該の役割も変化していきます。婦人問題中心の記事から範囲を広げ、男性、子ども、家族、高齢者の問題など、社会と生活全般を見直す記事を取り上げるようになりました。

誌名を「ウィメン」から「ときめき」と改めたことはその象徴で、男女共同参画の本来の意義が社会に浸透してきた証と言えるのではないのでしょうか。

今回の特集では、50号を記念してバックナンバーを全号掲載し、並行して男女共同参画に関する世界や日本の動き、そして東久留米市の取り組みを年表で示しています。併せて見ていただければ「ときめき」がそれらの情報を迅速かつ適切に記事として皆さまにお伝えし、また、私たちの人生や日々の暮らしに照らし合わせて取り上げてきたことがわかっていただけるでしょう。

「男女共同参画」をグローバルな視点で見直したとき、これからの「ときめき」が歩むべき方向が見えてくるように思います。

## 1号(1988年)

創刊号では、1987年に策定された「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」の内容を紹介し、主要課題として「男女平等の実現」「婦人の健康増進と福祉の向上」「社会参加の促進」について具体的に解説しています。この計画は1996年まで9年の期間をかけて市が取り組みました。また、市民のアンケートをもとにした老後の問題や、パートタイマーの賢い働き方も提案しています。「婦人問題ってなあに」というコラムを設け、日常生活のひとコマから男女平等をわかりやすく解説しています。



男女共同参画でよく使われる用語には、流行語のようによく知られているものや、逆になじみのないものもあります。そのような用語や時代を象徴する言葉などに簡単な解説をつけてご紹介します。

## 「ウィメン」創刊以前の社会の動き(男女共同参画)

- |  |          |
|--|----------|
|  | ■ 世界(国連) |
|  | ▲ 日本     |
|  | ● 東久留米市  |
- 1945(昭和20)年 ■ 「国連憲章」採択
  - ▲ 「改正選挙法公布」(婦人参政権)
  - 1946(昭和21)年 ■ 国連女性の地位委員会の設置
  - ▲ 日本国憲法公布(男女平等の明文化)
  - 1947(昭和22)年 ▲ 「教育基本法」公布・施行(男女共学)
  - 1948(昭和23)年 ■ 「世界人権宣言」採択
  - 1951(昭和26)年 ■ 「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」採択
  - 1952(昭和27)年 ■ 「女性の参政権に関する条約」採択
  - 1966(昭和41)年 ■ 「国際人権規約」採択
  - 1967(昭和42)年 ■ 「女性に対する差別撤廃宣言」採択
  - 1975(昭和50)年 ■ 国際婦人年
  - 第1回世界女性会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
  - ▲ 総理府「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置
  - 1976(昭和51)年 ■ 国連婦人の10年<1976～1985>
  - 1977(昭和52)年 ▲ 「国内行動計画」策定
  - ▲ 国立婦人教育会館開設
  - 1979(昭和54)年 ■ 「女子差別撤廃条約」採択
  - 1980(昭和55)年 ■ 第2回世界女性会議(コペンハーゲン)
  - 1981(昭和56)年 ■ ILO第156号条約「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択
  - 1984(昭和59)年 ▲ 「国籍法」改正
  - 1985(昭和60)年 ■ 第3回世界女性会議(ナイロビ)
  - ▲ 「男女雇用機会均等法」公布
  - ▲ 「女子差別撤廃条約」批准
  - 総務部庶務課「婦人問題担当」設置
  - 婦人関係行政推進協議会設置
  - 1986(昭和61)年 ▲ 「男女雇用機会均等法」施行
  - 1987(昭和62)年 ▲ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
  - 「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」策定

# 男女共同参画の動き



**1988**  
昭和63年  
● 東久留米市の女性情報誌「ウィメン」創刊

**1992**  
平成4年  
▲ 「育児休業法」施行

**1993**  
平成5年  
■ 「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択

**1994**  
平成6年  
■ 国際家族年  
■ 国際人口・開発会議(カイロ)

- ▲ 中学校での家庭科男女共修実施
- ▲ 「パートタイム労働法」施行
- ▲ 「児童の権利に関する条約」批准
- ▲ 高等学校での家庭科男女共修実施
- ▲ 総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置

- 「東久留米市女性問題協議会」設置
- 東久留米市の女性情報誌「ウィメン」から男女共同参画情報誌「ときめき」へ名称変更



## 子育て



### 7号(1991年)

1991年、育児休業法が公布されました(92年施行)。これを受けて、女性のための環境整備が一步前進するよう「育児と仕事へ新しい一歩」という特集を組み、法のあらましや具体的な育児休業取得例を紹介しています。

## 労働



### 3号(1989年)

1986年に男女雇用機会均等法が施行され、それに伴い労働基準法も一部改正されました。それから3年が経ち、女性をめぐる労働環境も大きく変化してきました。法の理解と定着を図って「レベルアップ! あなたの職場の均等度」という特集を組みました。

### 11号(1993年)、12号(1994年)

1993年の中学校、1994年の高校での家庭科男女共修実施に合わせて、コラム「新しい家庭科—男の先生登場—」を11、12号で連載しました。市内の小学校の男の先生が、かつて清瀬市の小学校で指導した家庭科の授業の様子を紹介しながら、これからの家庭科は「私作る人、僕食べる人」のような性差による役割分担ではなく、男女共に人間としての自立の基礎を学ぶ大切な教科であることを、楽しくわかりやすく解説しています。



### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。1994年の国際人口・開発会議において提唱された概念で、すべての人、中でも女性が生涯にわたって、自らの身体の健康の増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいう。

「ウィメン」「ときめき」のバックナンバーは男女平等推進センターおよび市役所2階市政情報コーナーでご覧いただけます。

1995  
平成7年

■第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択

▲「育児・介護休業法」公布・施行

▲ILO第156号条約「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」批准

1996  
平成8年

▲「男女共同参画2000年プラン」策定

●「東久留米市男女平等推進プラン」(第2次行動計画)策定

●第1回東久留米女性フォーラム開催

1997  
平成9年

▲「男女雇用機会均等法」改正(99年施行)

▲「労働基準法」改正(99年施行)

●旧分庁舎施設の一部に「東久留米市男女平等推進センター」設置(暫定施設)

●「東久留米市男女平等推進市民会議」条例設置

1998  
平成10年

●「男女平等推進センター」運営協議会」設置

■「女子差別撤廃条約選択議定書」採択

1999  
平成11年

▲「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布・施行

ときめき

13号



17号



20号



## 家族

### 13号(1994年)

1994年を国際家族年とすることが、国連総会で決められました。特集は「家族ってなあに」。国際家族年のスローガンを解説し、また、市内の方々にインタビューしながら、それぞれの家族観を話していただきました。この号から誌名が「ときめき」に変わりました。

### 20号(1998年)

男女平等推進センターオープン記念として女性議会が行われ、公募によって選ばれた25人の1日女性議員が、子育て・環境・介護・福祉などの問題や要望について発言をしました。ここでは議会の参加者たちの当日の感想を取り上げています。

## 推進プラン

### メディア・リテラシー

テレビや雑誌などのマス・メディアの情報の中に潜む、価値観や考え方、その意図を読み解く能力のこと。メディア・リテラシーの力を高めることは、男女共同参画を推進する上でも重要な課題の一つである。

### ディーセント・ワーク

適度な勤労、という意味の英語だが、日本では「働きがいのある人間らしい仕事」と訳されている。ILO(国際労働機関)がその活動理念として1999年に提唱した考え方。

### 育児をしない男を、父とは呼ばない。

1999年、厚生省(現厚生労働省)の少子化対策キャンペーンに使われ話題になったキャッチコピー。背景には1970年代後半から低下しはじめた合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む平均子ども数)が1998年に1.38と最少記録を更新(その後2005年には1.26)したことがある。当時の男性育児休業取得率は0.42%だったが、2011年の取得率は2.63%になった。

### 17号(1996年)

この年、市では「東久留米市男女平等推進プラン」が策定されました。特集で「紹介します!東久留米市男女平等推進プラン」を組み、市民の方々のプランに対する意見や感想を紹介しています。

2003  
平成15年

- 市民部生活文化課「男女共同参画係」設置
- ▲ 「少子化社会対策基本法」公布・施行
- 「改定版東久留米市男女平等推進プラン」(第3次行動計画)策定

2001  
平成13年

- 「男女共同参画都市宣言」発表
- ▲ 「内閣府「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置
- ▲ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行

2000  
平成12年

- 男女平等推進センターでの専門相談事業開始
- 男女平等推進センターの愛称「ライフティ」に決定
- 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
- ▲ 「ストーカー行為等規制法」公布・施行
- ▲ 「児童虐待防止法」公布・施行
- ▲ 「男女共同参画基本計画」閣議決定



DV

29号(2002年)

2001年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について、理解を深めるためのフォーラム「女と男の良い関係を創るために～DV防止法～」が、2002年2月に開催されました。このフォーラムを特集しています。



23号(1999年)

1999年6月に成立した「男女共同参画社会基本法」について特集を組んでいます。

この「基本法」は、男女が互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず、能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野でその取り組みを総合的、計画的に推進させるために制定された法律です。



セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

「性的いやがらせ」のこと。相手の心を傷つけたり、不快を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指す。

パワー・ハラスメント (パワハラ)

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人など、親密な関係の相手からふるわれる暴力のこと。DVは、対象となった人の心身を傷つける重大な人権侵害であり、どのような理由があっても暴力をふるっていいということにはならない。また、交際中の恋人間で起こる暴力は「デートDV」と呼ばれている。

\*パープルリボン運動  
DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力防止を訴える運動のシンボルが「パープルリボン」です。

25号(2000年)

東久留米市は、1996年に男女平等推進プランを策定し、男女共同参画への取り組みを進めてきましたが、取り組みをさらに進めるため、2000年10月1日に「男女共同参画都市宣言」を行いました。その宣言ができるまでを追った特集を組んでいます。



2010  
平成22年

■第54回国連女性の地位委員会「北京+15」(ニューヨーク)

2009  
平成21年

●「東久留米市配偶者暴力対策基本計画」策定

▲「育児・介護休業法」一部改正

▲「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

2007  
平成19年

▲「パートタイム労働法」一部改正(08年施行)

▲「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」一部改正(08年施行)

2006  
平成18年

●「改定版東久留米市男女平等推進プラン」後期計画期間(平成18年〜平成22年度)における重点課題」策定

▲「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定

▲内閣府特命大臣(少子化・男女共同参画)ポスト設置

2005  
平成17年

■第49回国連女性の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)

2004  
平成16年

●現在の場所に「東久留米市男女平等推進センター」設置(条例設置)



40号



### ときめき 50号によせて

東久留米市男女平等推進センター運営協議会会長  
田口 まり 氏

創刊 25 周年を迎え、運営協議会としても大変嬉しく思います。今後は、センター事業と市民生活のつながりや、関連する市民の実情が見える講座のレポートなどを、数多く掲載していただくことを希望致します。また、労働者派遣法・DV 防止法などの法令・制度は市民生活を守るために重要ですし、国際社会の潮流も生活に大きな影響を与えるので、解説などを積極的に載せていただきたいと思います。

\* 東久留米市男女平等推進センター運営協議会  
センターの事業計画及び運営に関して検討する(センターの運営に市民の意見を反映)。

### ときめき 50号によせて

東久留米市男女平等推進市民会議会長  
山下 泰子 氏

「ときめき」創刊 25 周年、まことにおめでとうございます。私も、25 年前、女性差別撤廃条約の研究・普及のための国連 NGO「国際女性の地位協会」を設立しました。「ときめき」と同じ時代を、男女共同参画社会の構築という共通の目標に向けて活動してきたことを、感慨深く思います。市民目線で、まさに「ときめき」を実感する情報誌が、ますます魅力を増しますように、今後は、全戸配布になりますように、ご期待申し上げます。

\* 東久留米市男女平等推進市民会議  
市長の諮問に応じ、東久留米市男女平等推進プランの推進にかかわる事項のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題に関する事項について協議し報告する。



#### 団塊世代

第二次世界大戦後の 1947 ~ 49 年に生まれた、800 万人もの人たちの総称。その人たちが大量退職する「2012 年問題」が懸念されていたが、大きな問題にはならなかった。むしろ、元気なシニア層の活用は今後も社会の成長力強化のカギを握ると言われている。



#### イクメン

イクメンを転化させた言葉で、育児を楽しみ、積極的に行う男性のこと。2010 年 6 月には男性の子育て参加や育児休業取得の促進などを目的として厚生労働省が「イクメンプロジェクト」を始動し、2020 年度には育児休業取得率が 13% に、などを目標に掲げて推進している。

#### 非正規雇用

#### 40号(2008年)

2007 年に改正されたパートタイム労働法が、2008 年に施行されたことを機に、非正規雇用の現状と問題点を取り上げ、パートや派遣などの現場で起こっているトラブルとその解決法を具体的に示し、相談先などをきめ細かく紹介しています。



男女共同参画に関するさまざまな情報は、以下の HP に掲載されています

- 内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- 東久留米市 <http://www.city.higashikurume.lg.jp/>



2011  
平成23年

▲「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定

■「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）発定

▲「東日本大震災復興基本法」施行

\*「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が基本理念として掲げられる。

▲「東日本大震災からの復興の基本方針」策定

\*「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進することが、基本的考え方として明記される。」

●「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」(第4次行動計画)策定

●「東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画」策定

■「ロンドンオリンピックでオリンピック憲章の「男女平等の原則の完全実施」が実現

\*加盟204カ国・地域すべてが女子選手を派遣

\*26全競技において男女とも参加

▲「女性の活躍による経済活性化」行動計画「働くなでしこ大作戦」閣議決定

2012  
平成24年



48号 47号 46号



### 高齢化社会

#### 48号(2012年)

2011年3月に策定した「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等プラン」を記念して樋口恵子氏による男女共同参画社会についての講演と、プラン策定にかかわった方々とのパネルディスカッションを行いました。特集でこの講演とパネルディスカッションを紹介しています。

#### 46号(2011年)

日本の世帯構成や人口構成は大きく変化し、超高齢社会へと移行しています。65歳以上の高齢者の雇用確保措置について、既に実施あるいは検討している企業が3割以上もあり、雇用者側も高齢者の労働力を戦力と考えている事がうかがえます。特集では高齢社会について取り上げています。

### 防災

#### 47号(2011年)

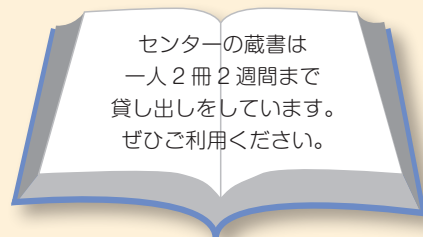
防災の取り組みにあたっては、男女のニーズの違い、高齢者・乳幼児・妊産婦などへの十分な配慮が必要であり、男女共同参画の視点を取り入れ、しっかりとした対策をたてなければなりません。そこで2011年3月11日の東日本大震災後の防災意識の高まりを背景に「わが家わが町」というテーマで、座談会を行いました。



年表からもわかるように、婦人問題は、1975年の国際婦人年を境に世界的に盛り上がり、同年に 멕시코シティで開催された第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を基に各国で多くの改善がなされました。日本でも、1977年に「国内行動計画」を策定し、法の整備を中心に積極的な改善を行い、1986年には「男女雇用機会均等法」が施行されました。歴史的な大きな流れに沿って、東久留米市でもさまざまな取り組み、施策が行われましたが、それは、多くの人々の地道な運動が、大きな力となって実現したものです。「人生のさまざまなできごとにも、新鮮なときめきを感じて生きていきたい」という思いから名づけられた「ときめき」ですが、50号を機に新たな思いで、今まで以上に日々の生活に密着した問題に取り組んでいきたいと思えます。

## 書籍紹介

男女平等推進センターでは、労働、子育て、夫婦、家族、女性の生き方など、男女共同参画に関する、約1,000冊の本を所蔵しています。その中から今回はこの2冊をご紹介します。



センターの蔵書は  
一人2冊2週間まで  
貸し出しをしています。  
ぜひご利用ください。

## 97歳の幸福論。 ひとりで楽しく暮らす、5つの秘訣

笹本恒子 著 講談社/2012年/162頁



97歳で現役のフォトジャーナリスト。彼女が夫亡き後、いきいきと暮らすパワーは、一体どこから出てくるのか？ フォトジャーナリストらしくすてきな写真とともに、著者にとつての「5つの長寿の秘訣」が語られている。

一、好きなものに囲まれた「温かい」家で暮らすこと。老人ホー

二、ちゃんと食べてちゃんと歩くこと。食事は三食とも自分で作り、グラス一杯の赤ワインを毎晩の楽しみに。取材や買物など出掛けることも苦にせず、徒歩30分圏内はバスに乗らず、杖も使わずに歩く。毎朝の体操も欠かさない。

三、身だしなみに手を抜かないこと。自分に一番似合っている服を着る。服や小物を手づくりしたり、いろいろと組み合わせたりするファッションは一生の楽しみであり、頭の体操にもなる。

四、年齢を悟られないで生きることをリフォームして快適に暮らすのが一番。

五、そして読み・書き・仕事&恋をする。好奇心を持ち続け、何にでもチャレンジする。

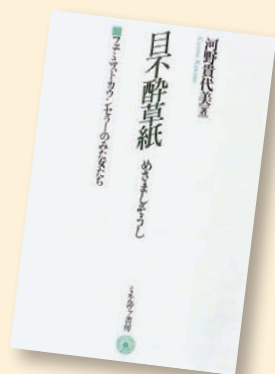
六、年齢を悟られないで生きることをリフォームして快適に暮らすのが一番。

七、そして読み・書き・仕事&恋をする。好奇心を持ち続け、何にでもチャレンジする。

## めさましそうし 目不酔草紙

—フェミニストカウンセラーのみた女たち—

河野貴代美 著 ミネルヴァ書房/1997年/217頁



女性として生を受けて、オギャーと人生初の声を上げた時から女性の多くは、女性としてこうでなければいけない、結婚したら妻としてこうでなければいけない、子どもが生まれたら母としてこうでなければいけないという呪縛の中で生きていくように思う。フェミニストカウンセラー（主

に女性を対象にカウンセリングを行う女性カウンセラー）である著者がこのエッセイの中で、女性だから妻だから、母親だからこうでなければならぬ必要はないと言っていると思えたその瞬間、私自身が長い長い呪縛から解き放たれた気がした。私は私、あなたはあなた、夫婦だつてもともと違う環境で生きてきた別々の個人。妻は夫の所有物ではない、養ってやっているから家事はそこそこでよく、養ってもらっているから家事や子育ての大部分を妻がやるのは当たり前というのではない。上手に自己主張ができれば、そして

お互いがお互いを大事に思える気持ちがあれば、きつとすてきな夫婦で居続けられる。同性の友達ともすてきな友情を築くことができる、上手に尊重し合える親子関係が続けることができる。自らも疲れたり、戸惑ったりしながらたくさんクライエント（カウンセラーを受け入れる人）と向き合ってきた著者が導き出した答えが確実にそこにある。自分に自信を持っていない多くの女性に胸をはって前を見て生きて行っていいよとエールを送ってくれる本であり、今、少し自信を持っていないあなたに読んでほしい1冊である。

## 「ぶっくろ ブックる」 読書会

○日時 10/3(水)、12/6(木)  
午前10時～正午  
○場所 男女平等推進センター  
会議室

「子育てに忙しい日々の中で、少しでも、大好きな本と一緒に自分の時間を持つてみませんか？」との呼びかけに、読書好きな女性たちが集まりました。第1回目は「思春期に読んだ心に残っている本」、第2回目は「行ってみたいところ」をテーマに行ってみたかったところをテーマに、参加者が持ち寄った本について語り合い、続いて市の図書館職員による書籍紹介を中心にしたブックトークが行われました。選んだ本にまつわるエピソードや、本を介在させた日常のあれこれという話題もまた、読書の楽しみを広げるエッセンス。普段手に取らないジャンルの本との出会いにも心が躍ります。本を読むことは実生活も豊かにするとしみじみ感じられるすてきなイベントでした。

育児の合間に本を開くことが安らぎのひとつときという方も多くいます。託児付きで贅沢な時間を過ごせるこの読書会、対象者を広げながら今後も定期的開催予定。好きな本のページをめくるような気持ちで参加してみませんか。



# 講座レポート

男女平等推進センターでは、市民企画講座をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな講座を開催しています。ここでは平成24年度後半に開催された4講座をレポートします。

★ は市民企画講座です

## 情報ホット

このコーナーは、男女平等所蔵書籍、主催講座・講

### 今後のセンターの講座情報は

センターで開催する講座・イベントなどの情報は、広報ひがしぐるめなどでお知らせしています。

講座などのご案内はメールでも配信しています。配信をご希望の方は、直接または、下記センターメールアドレス宛に、件名に「メール配信希望」と記載の上、お名前、メールアドレスをご連絡下さい。  
fifty2@higashikurume-city.jp

### ファイフティ2 主催講座

★ 薬を使わない薬剤師による 40歳からのコロナとカラダ快適生活術

『自分らしくイキイキ生きる』  
女性のための処方箋

日時 10/12(金)  
午前10時半〜12時半  
場所 男女平等推進センター 会議室  
講師 眞水純子氏(薬剤師)  
企画・運営 ちいさな森の会



人にとって大事なものは、有効な薬よりいきいきと過ごすことができる健康な心なのでは、と思うようになった眞水さん。そんな眞水さんの講座は、心が生き返るような、斬新で楽しい時間となった。

もっとも特徴的な点は、本講座のほとんどが、受講者が組となって行われる能動的なグループワークに割かれるところ。もやもや解消のための5つの質問を一人ひとり発表し、みんなと意見を共有して、各々の考えをさらに深めていく。普段抱える感情は必ず身体に影響を与えると力説する眞水さんのワークにうながされ、受講者は心に巣食ったもやもやを解放させ、また、自分のワークワークを再確認し「自分らしく」を取り戻していく。自分らしさを取り戻すことは免疫力アップにもつながるというところで、心と体、両方の健康を促進できた気がした。

### ★ しあわせに働ける社会へ

安心して働きたい  
こころ豊かに暮らしたい

日時 11/14(水)  
午後7時〜9時  
場所 男女平等推進センター 会議室  
講師 竹信三恵子氏  
(ジャーナリスト・和光大学教授)  
企画・運営 働き方について考える会「シツカリ」



一言でいうと「そう、そう、うん、うん、わかる、その通り、なんとかしたい」など、たくさんたくさん共感できるお話ばかりだった。

そもそも「しあわせに働く」ってどういうこと? と問いかけて出た答えは、不安なく安定して働けることなのではないかという自分なりの答えに行き着いた。  
日本の経済状況が混迷を極める現在、しあわせに働けているといえる人はどれほどいるのだろうか。  
老若男女、働きたい人たちは巷にあふれている。

自ら取材された根拠に基づく竹信さんのお話は、私にもできることがあるかも知れない、できることから何かを始めたい、発信することはとても大切なこと、一人ひとりの力は小さくても、集まれば大きな力になることなど、大切なことにたくさん気づかされる、キラキラ輝くすてきな時間となった。

### ★ 自分の暮らしをデザインする

Part1 男女共同参画の視点から  
「一人ひとりの暮らし方」  
〜フィンランドの平等社会に学ぶ〜

日時 12/1(土)  
午後2時〜4時  
場所 男女平等推進センター 会議室  
講師 坂根シルク氏  
(フィンランド語通訳・翻訳家、文化人タレント)



坂根さんが、二十数年前、日本で就職した際には、男女差が大きく、フィンランドの会社と仕事内容があまりにも違って悩んだそう。しかし、現在では日本の社会の中の男女差がかなり縮まったことを、肌で感じているという。

フィンランドは、1906年ヨーロッパで初めて女性が選挙権を得た国。その後、男女平等法が1995年に改正され、公共部門の人員構成について、男女平等枠も設定された。

階級による上下関係や年齢、性別、学歴で差別されることもほとんどない。思ったことをストレートに言うが、表裏がなく、家族や友人を大切に。親は子供と平等に接し、子供の意見を尊重するという。

「どちらの国が良いか悪いかと言えない部分もあるが、同感する部分を取り入れれば良いのでは」という坂根さんの言葉が印象に残った。

### ★ 自分の暮らしをデザインする

Part1 男女共同参画の視点から  
「親子で作る、  
幸せを呼ぶヒンメリづくり」

日時 12/8(土)  
午後2時〜4時  
場所 男女平等推進センター 会議室  
協力 東久留米ヒンメリの会



柳久保小麦の麦わらで作った「ヒンメリ」

パクラブ@東久留米との共催で、フィンランドの伝統的なクリスマス装飾「ヒンメリ」を制作する講座が、東久留米ヒンメリの会の協力のもと行われた。

大人は地域の特産「柳久保小麦」の麦わらに、子どもはストローに紐を通して正八面体を作り、それを組み合わせ、聖夜の飾りにふさわしいシックでスタイリッシュなモビールを作った。北欧のクラフトと東久留米を結び付けたヒンメリの会の方々から、親身にご指導いただき、和やかな雰囲気の中、日々の営みから少し離れ、手仕事に専心する豊潤な時間が流れていった。

心がこもった「ヒンメリ」は、それぞれのスイートホームに一層の幸せな時をもたらしたことだろう。日夜予習に励まれたパパたちの軽やかな手つきにも目を見張るものがあった。

「ヒンメリ」は男女平等推進センターをはじめ、市内各所に展示されている。

レポート

UN Women ミチエル・バチレ事務局長に聞く会

—意思決定の場に女性の参画が重要—

UN Women (ユウ・エヌ・ウィメン)は2010年7月、それまで国連システムの中で個別に重要な活動を行っていた4つの部門を統合して、国連総会において設立され、2011年1月より正式に発足した『ジェンダー平等と女性のエンパワーメント(力をつけること)をめざす国連の機関』である。

2006年から2010年3月までチリで女性初の大統領を務めたミチエル・バチレ氏が、2010年9月にUN Womenの初代事務局長に任命され、以来困難な状況にいる世界中の多くの女性たちの人権擁護と地位向上をめざして活躍されている。

2012年11月11日から14日まで、同氏はUN Women事務局長として日本を訪問。11月13日に千代田区の学術総合センターにおいて、内閣府の男女共同参画推進連携会議の主催で開催された「UN Women ミチエル・バチレ事務局長に聞く会」に編集委員を含めた5名が参加した。

講演では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性について、2012年にUN Womenが掲げた3つの最優先事項に焦点をあてながらお話しされた。

第1は、女性の政治への参画とリーダーシップの促進。男性とは異なる女性の経験を政策や予算編成に生かすことの重要性や、リーダーとなる女性の存在がロールモデル(お手本となる存在)となつて若い女性に将来の希望を与えることを力説された。

第2に、女性の経済的機会の拡大。日本で働く女性の60%以上が第一子出産後に離職する現状が経済成長や生産性にとって大きなマイナスであると訴え、働く女性を支える政策とそれによる経済成長が日本の高齢化にも恩恵をもたらすと述べられた。

第3に、女性と女兒に対する暴力の撤廃。女性に対する暴力は最悪な人権侵害の一つであり、日本では法整備が進んでいる事を評価しつつも、世界に向けては今後も国際社会が協力して取り組んでいく必要があることを強調された。

そして今、経済、政界、社会の中で女性の全潜在能力を活かすことが求められており、希望を胸に未来に目を向けるとき、必要なものは男性と女性両方のリーダーシップであると締めくくられた。

今回、世界の第一線で活躍する女性の講演を聞いて、参加した私たちも大きなエネルギーを得ることができた。この力をこれからの男女共同参画の活動にも活かしていきたい。

\*当日の様様とスピーチ内容は、内閣府男女共同参画局およびUN Women 日本事務局(<http://japan.unwomen.org/>)のHPにも掲載されています。



**男女平等推進センター** をご利用ください。

**■施設案内**  
 交流ロビー  
 参考図書・資料コーナー  
 会議室 保育コーナー  
 会議室は貸し出しをしています。  
 (有料・要予約)  
 使用申請は、使用日の2カ月前の初日から使用前日まで。

**■専門相談**  
**女性の悩みごと相談**  
 原則毎週月曜日の午後1時30分から午後4時30分  
**女性弁護士による法律相談**  
 毎月第1金曜日の午前9時30分から午後0時30分  
 ※いずれの相談も予約制(先着順)。詳しくはセンターへ。

**■所在地・開館時間**  
 東久留米市本町3-9-1-102  
 TEL (042) 472-0061 FAX (042) 472-0053  
 メール fifty2@higashikurume-city.jp

---

開館時間/月、水～日曜日 午前9時から午後9時30分  
 (午後7時30分以降の会議室利用がない場合は、午後7時30分まで)  
 閉館日/火曜日と年末年始(12月29日～1月3日)

東久留米市男女平等推進センターでは男女共同参画にかかわる週間やセンター開催講座にあわせて、さまざまな展示を行っています。

**センター講座**  
**「自分の暮らしをデザインする Part 1～男女共同参画の視点から」**  
 <ヒンメリ展示&フィンランド関連図書展示>  
 11月10、11日▶

**「女性に対する暴力をなくす運動」期間**  
 <パープルリボンタペストリー展示&DV関連図書展示>  
 ◀11月12日～25日

**「人権週間」期間**  
 <「男女共同参画と人権」に関する展示>  
 12月4日～10日▶

「ときめき」は、年2回発行。公募の市民による編集委員6人が企画編集しています。内容についてのご意見・ご感想は市民部生活文化課、または男女平等推進センター宛にお寄せください。

●表紙/「ウィメン」「ときめき」の既刊号の表紙で構成しました。

「ときめき」は男女平等推進センター、市役所、東久留米駅、生涯学習センターおよび図書館ほか、市内各所で入手できます。最新号は市のHPでもご覧いただけます。